

## 平成30年度安曇野市教育委員会 3月定例会会議録

日 時：平成31年3月26日（火）午後1時30分

場 所：安曇野市役3階「会議室301」

### <出席者>

教育委員：教育長 橋渡勝也、教育長職務代理者 唐木博夫、教育委員 須澤真広、  
教育委員 横内理恵子、教育委員 二村美智子

事務局：教育部長 西村康正、学校教育課長 平林洋一、生涯学習課長 臼井隆昭、  
文化課長補佐兼文化財保護係長 山下泰永、図書館交流課長 丸山高人、  
学校給食センター長 丸山仁一、学校教育課教育指導室長 會田義昭、  
学校教育課学校教育係長 櫻井 義之、  
生涯学習課長補佐兼社会教育担当係長 山口尊礼、  
文化課文化振興係長 三澤新弥、文化課博物館係長兼準備室長 財津達弥

書 記：学校教育課教育総務係 岩原遼子

傍聴者：報道機関 1名、傍聴人 1名

### ◎開 会

教育部長 皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまから安曇野市教育委員会平成30年度3月定例会を開会いたします。

---

### ◎教育長挨拶

教育部長 では、橋渡教育長からご挨拶をお願いいたします。

教育長 3月定例会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

陽光が大変まぶしく、万物躍動の春の足音が聞こえてくるような本日、平成30年度も残すところわずかとなりました。

さて、各小中学校の学校だよりから3学期終業式での校長講話について印象に残ったもの取り上げてみたいと思います。

豊科東小学校では、次のような話をされました。

「先月、図書館司書の先生が本の点検をしてくださいました。毎年、この点検をすると本当はあるはずなのに、ない本が何冊かあって全校の皆さんに探してもらっていました。ところが、今年は点検の結果、行方不明の本が1冊もなかったのです。本校では、1年間で2万9,956冊もの本が貸し出されています。これは、昨年より5,694冊多い数です。皆さんは、図書館の本をたくさん借りて、しかもその本を大切にしているということです。これは、本当にすばらしいことです。」

同じような話をされた学校が、他にもありました。

「学校の窓ガラス2,616枚中、割れたガラスゼロ。図書館の蔵書1万2,080冊中、なくなってしまった本ゼロ。登校日207日中、交通事故に遭った人ゼロ。」

このように、何もなかったことを喜び合えるということ、日常の小さな積み重ねの結果、気づいたらゼロだったということとはとてもすてきなことではないでしょうか。その裏での学校教職員の日々の指導と、それに答えた子どもたちに拍手を送りたいと思います。

次に、この23日土曜日に第4回あづみのジュニアクラシック音楽会が穂高交流学習センターみらいで開催されました。出演者の中には、前日に市長表敬訪問に訪れた全国大会に出場し上位入賞を果たした子どもたちも何人かいて、新進音楽家公開オーディションジュニアの部で認められ自信をつけ、さらに高い目標を持って技術の向上に努力されたことが想像され、大変頼もしくうれしく思いました。

会場のみらいでは、「高橋節郎未公開小作品展」が開催されています。漆芸術を極めた高橋節郎ですけれども、さまざまな表現方法に挑戦し続け、あふれるばかりの作品群を生み出していったその旺盛な好奇心の一端を味わうことができます。絵画や墨彩画の一つ一つから、土地の空気感やにおい、一連の少女シリーズからは人間の内面の様子が画面に浮かんでくる。そんな世界を体験することができました。

また、向かいの展示ギャラリーでは豊科郷土博物館・新市立博物館準備室主催の出前展示「安曇野の春の訪れⅡ・桜の世界」も開催中です。4月から図書館交流課が文化課に統合されますけれども、交流学習センターのホール事業や展示の充実が今まで以上に多彩で魅力あるものになり、市民により親しまれ心豊かな生活と交流活動につなげていくための意欲的な一歩が既に踏み出されていることを実感し、皆さんにご紹介をいたしました。

最後に、本年度末をもって定年退職を迎えます本定例会出席の職員を紹介いたします。

丸山高人図書館交流課長でございます。

次に、異動する職員は丸山仁一学校給食センター長でございます。

また、等々力洋子学校教育課課長補佐兼教育総務係長、丸山学校給食センター長とあわせて2名は市長部局へ戻ることになりました。

なお、学校教育課教育指導室の一色保典指導主事は県教育委員会からの派遣が終了となります。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

以上でございます。本日もご審議よろしくお願いいたします。

---

#### ◎発議による非公開案件の決定について

**教育長** それでは、本日の会議事項における公開、非公開についてお諮りいたします。

教育委員会の会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項において、「教育委員会の会議は、公開することとされています。ただし、人事に関する事件その他事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる」と規定されています。

本日の協議議案のうち、安曇野市情報公開条例第7条第5号に規定する、実施機関並びに国、他の地方公共団体の内部又は相互における審議、検討又は協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換または意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件として、議案第10号 任期満了に伴う貞享義民記念館館長の選任について、議案第11号 安曇野市文書館運営審議会委員の委嘱について及び議案第18号 安曇野赤十字病院医師臨床研修管理委員会委員の選出について、報告第6号 放課後児童クラブの利用に関するアンケート、小学校の余裕教室に係る調査の報告について、報告第7号 「36協定」等の締結についての5件を非公開とするよう発議いたします。

次に、安曇野市情報公開条例第7条第2号、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、または識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件として、報告第8号 平成30年度児童生徒の指定校変更及び区域外就学者について、報告第9号 教育長報告の2件を非公開とするよう発議いたします。

このことに関して、委員からご発言はありますでしょうか。

(発言する者なし)

**教育長** では、ないようですので議決に移ります。

それでは、ただいま申し上げました議案3件、報告4件につきまして、非公開とすることに賛成する方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

**教育長** ありがとうございます。3分の2以上の挙手がありましたので、本件は議決されました。

本日の会議において非公開とする案件は、議案第10号、議案第11号及び議案第18号、報告第6号、報告第7号、報告第8号、報告第9号の計7件といたします。

会議事項の順番につきましては、議案第1号から議案第9号、議案第12号から議案第17号、議案第19号及び議案第20号、報告第1号から第5号とし、これを公開することとします。以後、会議を非公開とし、議案第10号、議案第11号、議案第18号、報告第6号から報告第9号を扱います。

なお、議案第2号及び議案第2号の2における共催・後援依頼にかかわる申請書は、個人または法人に係る情報が記載されているため、非公開といたします。

次に、会議録についてであります。事務局から平成31年2月定例会の会議録の校正確認をお願いしてございます。発言の趣旨や字句などで修正すべきところがありましたら、事務局にお申し出をいただきますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第1号 安曇野市人権教育・啓発推進計画の改訂について

**教育長** それでは、協議事項に入ります。

**教育部長** 個別案件につきましては、所管する担当課長または担当職員から説明させますので、よろしく願いいたします。

**教育長** それでは、議案第1号 安曇野市人権教育・啓発推進計画の改訂についてを議題とします。

担当より説明をお願いします。

**生涯学習課長** 「安曇野市人権教育・啓発推進計画の改訂について」資料により説明。

**教育長** 生涯学習課より説明がありました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

**唐木委員** お願いいたします。

12年ぶりの大幅な改訂ということで、何点か質問させていただきたいんですけども、今ご説明があったように法律が随分変わったということもありますが、この12年の間の計画推進、この安曇野市の人権教育・啓発推進計画の12年間の成果と、それから推進上の課題をどのように捉えて今回の改訂になったかということが1点目。

2点目でありますけれども、20ページにあたりますが、ここに運営組織図があります。ここに大きく2本の柱があるわけですが、総務部の人権男女共同参画課と教育部の生涯学習課の間に太い線があって、連絡調整、連携とあるわけですが、市長部局からの枝は、この1本しか出ていないわけなんですけれども、今までの中で連絡調整、連携の状況について近傍のところ二、三年の中で結構ですが、どんなふうに連絡調整、それから連携を行われているのか教えていただきたいと思います。

以上です。

**生涯学習課長** まず、12年間の成果ということでございますが、改訂につきましては今回大きくということですが、先ほど言ったように32ページのところに改訂の内容は平成22年から平成23年、平成24年、平成25年ということで少ない改訂を行っておりますが、これは表現だけの話ということになります。

今の成果という形の中では、5町村が一緒になって人権というものを推進していくということで平成19年にこの計画、市民一人一人が人権問題を自分自身の問題と捉えて人権尊重の意識を高めるということで、この内容に沿ってこの計画が立てられたところであります。

成果というところは、この計画によって生涯学習課のほうでは教育の部分を中心に重点的に行っております。ですので、各5町村で今の社会教育指導員を今全て配置しているわけですが、その指導員が中心になって各地域、公民館活動の中で人権教育を推進していただいているというので、安曇野市としては手厚い人権教育ではないかなと私は思っております。

成果がどのくらいと言われると、私もどこまでかということにはわからないんですけども、地域の各部分、底辺までいろいろ公民館の事業の中で人権啓発活動なり人権の教育の公民館で開く講座、そういうようなこともしていただいておりますので広く教育されているんじゃないかなというふうには捉えております。

それで、2点目の私ども人権男女共同参画課の連携ですが、私どもの教育部の中の生涯学習課、これは前も委員にご指摘された点ですけども、この色分けというのはなかなか私どもここへきて難しいところがあるのかなというふうに思っております。先ほど言ったように教

育部につきましては、人権の問題について各底辺まで教育をしていくという形で、男女共同参画課の中では人権啓発、人権問題についての分野を担当しているというような分野分けを今のところしているわけですが、各事業があるときには連携しているんです。もう少し協力体制はとっておるんですけれども、どこまでどのような形をとっていくのかというのは私どもと人権男女共同参画課のほうでもうちょっと話をする中で、調整していく部分も私はあるのかなというふうに思っております。

今後、人権のほうともすり合わせをしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

**教育長** 他にございますでしょうか。

**横内委員** お願いします。

この人権教育・啓発推進計画は広く市民に配られるものなのか、まず教えてください。

誰がどういう場面で活用する資料なのか。また、市民にはダイジェスト版とかがあるのか。もしこのまま自分が渡されたとしたら、ちょっといささかコンパクトさに欠け、重いなと感じたので質問させていただきます。

**生涯学習課長** 1ページにもあるようにこの計画については、市民の主体的な参加ということで市民の方ということで計画しているわけですが、少し計画というものが手厚いというか、細部にわたっておりますので市民の方はわかりづらいのかなというところはあります。

今、ダイジェスト版というお話がありましたが、ちょっと今それはつくっておりませんので、また担当のほうとわかりやすいような計画について検討していきたいなというふうには考えております。

それと、この人権教育推進計画自体は今の生涯学習課の部門なのか、人権男女共同参画課の部門なのか、こういう大きな計画を生涯学習課で制定していくのがいいのかなのか、そこら辺のところを今後考える中で検討させていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

**横内委員** この計画を読んで感じたことをお話しさせていただきたいんですけども、4ページの女性の人権の下に、総括する感じで「これらの問題は、主として女性の人権に関する男性の意識の低さに起因するものであり、家庭、地域社会、企業、職場などあらゆる場で男性の意識啓発に努める必要があります」とありますけれども、男女がお互いを尊重して暮らせる社会づくりが大切なのであって、男性だけに啓発するものなのではないんじゃないか。男性にも、また女性の側にも意識改革していくべき課題はあると思うので、この表現がいささ

か乱暴ではないでしょうか。お願いします。

**生涯学習課長** 横内委員さんのご指摘、ありがとうございます。

このところについては、ちょっと赤字じゃないです。以前からこのような表現があったところですので、今ご指摘がございましたので持ち帰ってもうちょっと適切な表現に、中心となっていました社会教育指導員等と話す中で、ちょっと表現を変えさせていただいて新しい改正に間に合わせたいというふうに思っております。ありがとうございます。

**横内委員** すみません、続けてもう一点あるんです。

7ページと、あと11ページにもあるんですが、3カ所あるんです。これもまた言い回しなんですけれども、7ページの中段、「高齢者を一人の人間として尊重する風潮を醸成していく必要があります」、一番下の行、「介護サービスの活用や地域の人々の理解や支援により負担の軽減を図る風潮を醸成していく必要があります」という表現が3カ所あるところがすごく個人的にはひっかかったんです。風潮を醸成していく、ここは高齢者が尊重される社会の実現を目指しますぐらい言ってもいいんじゃないかと思うんですけれども、風潮を醸成していくということはそういう雰囲気だけできたらいいのかと思ってしまうんです。

今、男女共同参画課のほうか生涯学習課のほうかというお話、課長ありましたけれども、そのどちらが主体になるにしても人権のことを受けて立つ覚悟があればこの文言は出てこないんじゃないか、と。そんなふうにできたらいいよね、程度の軽い感じでいいのか。作成する側の強い意志を示してほしいと思いました。お願いします。

**生涯学習課長** 今のこの表現も、委員さんのおっしゃるとおり表現的にまずいのかなというところもございますので検討させていただいて、また委員さんにバックする中で検討させていただいた案を見ていただいて改正していきたいというふうに思います。

**横内委員** 続けて、すみません。

17ページの人権にかかわりの深い特定の職業従事者に対する研修などというところに、職業が五つほど挙げられていますが、市職員から始まって（5）の消防・救急関係職員まで、私はこの中にマスメディアの関係者も入るのではないかとということと警察の職員も入るのではないかとと思うんですが、どうでしょうか。

**生涯学習課長** この点についてはどこまで記載していいのか、ちょっと検討させていただきたいと思います。

**教育長** では、他にございますでしょうか。

**二村委員** すみません、お願いします。

3ページから始まっている女性のところです。『「男女がお互いの人権を尊重し、対等な社会の一員として自らの個性や能力を発揮し、共に活躍できる男女共同参画社会」の実現のために』というところなんです、この4ページのところに赤い字でハラスメントについての記載がありますが、このセクハラとマタハラという二つのものに限ったのはどうしてなのか。もっとハラスメントという種類がたくさんあって、女性の問題だからジェンダーハラスメントとか、あとセカンドハラスメントであるとかエイジハラスメントとであるとかもっと違う文言も出てくるのではないかなということだと思います。

それと、18ページの人権教育の効果的な推進の中の2の(3)で赤字で記載されています「人権尊重作文集～kiseki～などを人権学習教材として作成・整備をし、情報を提供していきます」と記載されています。是非、今後とも検討の上、進めていってほしいと思います。

以上です。

**生涯学習課長** 先ほどのハラスメントの関係ですけれども、ここについての細部につきまして、は検討した内容を後でその経過を私のほうで調べて、委員のほうにお答えしたいと思います。すみません。よろしくお願いします。

**唐木委員** お願いいたします。

ここから先は、要望ということでお願いをしたいわけなんです、平成19年に制定当時、平成19年に制定されて12年たっている間に随分人権を囲む環境というのは変わってきたり、考え方も広がってきているんじゃないかなというふうに思います。

今回、文言の修正がかなりあるわけなんですけれども、そこだけでなく根本的なところもまた考えてみる必要もあるのかなということで、終わりのほうに状況に応じて検討を加えていくという最後のところがありますので、19ページのところ計画の見直しについてです。これについて、常に内容的なことも含めて検討していってほしいなというふうに思います。

それから、計画をつくったときにどうしてもロードマップがないと計画をつくりましたというその事実だけで、それが推進していかないということがままあるわけなんですけれども、是非ロードマップの検討をお願いしたいな、と。

そして、第2次総合計画の中で基本施策の1のイの4の中に人権の尊重ということを大きくうたっているわけでありますので、先ほど生涯学習課だけのことなのかどうなのかというところも含めて、やっぱりこれはその中でもこう言っている安曇野市人権教育・啓発推進計画とあるわけですので、全市的な視点の中で考えていくべきではないかなというふうに思いました。



身近な例になるわけなんです、今日の新聞に満蒙開拓の戦争から学ぶということで堀金公民館の記事が載っていたんですが、これは私出席したんですけれども、この内容は当初公民館の30人ぐらいの出席じゃないかなというようなことで考えていたら70人近く行って、私としては大変非常にすばらしい中味を持つシンポジウムだったということで徐々に感銘を受けたんですけれども、ここでもやっぱり人権の問題が出てくるんです。命の問題とか人権の問題とか、そういうものがいっぱい出てくる。そうすると、人権教育というようなものがこの組織図に書かれているようなこれで行きますと、安曇野市人権教育推進委員会が中心になってそれぞれ進めていくという形、非常に縦系列になっているんです。これでは、もうなかなか難しいんじゃないかな、と。

この組織運営推進体制そのものをやっぱり、これをもう検討していく時期じゃないかなということを強く思いました。

今回、12年ぶりの大きな改定になっているわけですので、そこからさらに踏み出していたらというふうに思うわけです。

あと、非常に文言の細かなところの捉えになってしまいますけれども、1ページのところで子どもたちのところで「認定こども園・保育園・幼稚園」というふうに赤字で修正してありますが、後ろのほうは依然「幼保小中」なんです。この辺、例えば16ページのところを見るとこういう整合を図っていく必要があろうかなというふうに思うわけです。

それで、この間先ほど前段で例に出しましたものも、本当に結構若い方々から90歳近くの方々まで大勢の方々があれだけ参加するということは、人権とか平和とかそういうものに対する意識とか感覚というものが大きく変わり、少し変化している時期なのかなということも思った次第です。そういうところから、4月のところの線に安曇野市人権推進委員会のところの後のところにかかっていることを考えているかというふうに思いますが、4月1日、最終改訂の最終というのはちょっと困るなということでもありますので、さらに検討をお願いしたいな、と。

以上、要望を申し上げました。

**教育長** 他にございますでしょうか。

**須澤委員** 全体的に改訂をされたというのは非常に結構なことだと思います。

それで、例えば国会中継等を見ても一番よく野党の皆さんが突いていくのが人権に関しての発言に対して追求していくんです。ですので、この19ページの見直しというところは県や関係機関の動向より、むしろ市の総合計画、これが始まって今5年の前期なんです、

3年ごと見直しがあるわけですので必要に応じてじゃなくて、3年、そして5年、こういう見直しをやっていきますという具体的な表記のほうが私は人権に対しての姿勢が明確になるというふうに思いました。

以上です。

**生涯学習課長** 今、ご指摘の点については検討させていただきたいと思います。

**教育長** 他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

**教育長** それでは、指摘、要望事項、多数ございましたけれども、それを課内で十分検討した上で原案にしていくということの前提に立って、この件については異議なしということでしょうか。

**唐木委員** ちょっと確認ですが、内容的にはそれで今の教育長のお話でいいと思うんですが、これはいつの段階から改訂版を使っていくことを考えているのか。

**生涯学習課長** 改訂版は、一応4月1日からということで考えておりましたけれども、今ご指摘の点がございましたので計画ということですので、区切りのいいところでは4月1日というか年度初め内ですけれども、この次の委員会で訂正したものを出した以降に計画の改訂をさせていただければと思います。

**唐木委員** 一応直近の例えば、人権教育推進委員会とかその他のところでいきますと各地域の人権教育推進協議会が例年ですと、4月とか5月とか結構早い時期にあったような気がするんですけども。

**生涯学習課長** 早い時期に、もしできればそれに間に合うような形が一番いいかと思しますので、委員のご指摘のとおり推進していくのでしたら新しい人権教育推進委員の方のところに提示が一番いいと思しますので早急に担当のほう、係のほうで直しまして一度委員のほうに確認のバックをして、次の委員会に間に合う形でご了承いただければ訂正をして提示していきたいという形をとらせていただければと思いますが、どうでしょうか。

**唐木委員** 今横内委員とか二村委員、それから須澤委員のご発言も含めてなんですけれども、ちょっと内容的に生煮えのところがあるからもう少し調整をしておいたほうがいいのかなという気がするわけなんです。ですから、改訂版で出せばその中身でしばらくは進んでいくということになるかと思うんですけども、4月に間に合わせるところが判断に迷うところなんです。

**教育長** それでは、どこで成案にするかという日程的なものもありますけれども、やはり内容

的にはしっかりと練った上で出すということが適当と判断されますので、教育総務係の事務局とも諮ってどういう日程案で進めるか、拙速に年度初めにということではなくて内容を重視、そしてまた第1回の推進委員会、また合同委員会とが立て続けにありますのでそこが一番お知らせするにも大事なタイミングかと思っておりますので、その辺の日程をにらみながら事務局に預けていただければと思いますけれども。

では、以上の件も含めましてこの議案第1号については異議なしということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長** ありがとうございます。安曇野市人権教育・推進計画の改訂について、ひとまず了承されました。

---

#### ◎議案第2号 共催・後援依頼について

**教育長** では、次に、議案第2号 共催・後援依頼についてを議題といたします。

最初に、生涯学習課関連の後援依頼について説明をお願いします。

**生涯学習課長** 「共催・後援依頼について」資料により説明。

**教育長** 生涯学習課より後援依頼1件について、説明がありました。

ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

**唐木委員** 猫との触れ合いということですが、入場料が大人1,000円、子ども600円ということで、企画料というような形で六百何万ぐらい使われているなという感じですが、教育委員会が後援をする中身として、例えば行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に資するということとか営利を目的としないというところで、少しひっかかりがあるんです。確かに、今猫ブームということでもありますけれども、それ以降いろいろな少しそれののっかり過ぎているのかなという。

他の教育委員会の状況はわかりますか。

**生涯学習課長** 委員のご指摘で、私もこれを見たときにそういうような実感があったんですが、この前の委員会の中でいろいろな珍しい昆虫だとかそういうようなところもお認めいただいている件が1点と他町村、松本市、塩尻市にも聞いたんですけれども、一応認める方向で委員会に出しているという形でそういうような状況もありました。

一応趣旨の中ではそういう猫が触れ合い、昆虫との触れ合いと猫が身近に感じて、今実際

に飼っている猫というものの生態とかそういうものについて、どうなのかなと思いますけれども、一応動物等の触れ合いというか、慈愛の心という観点から趣旨にそぐうということで、後援を一応は可という方向で考えさせていただきました。

**教育長** いかがでしょうか。

**唐木委員** 強いて、強くこれを後援しないという意味合いもない。そういう要素もないのかなという気はするんですが、猫カフェとか何か今猫ブームというのが非常にあるのかなんですけれども。

**教育部長** 先ほどの臼井課長からの説明で、松本市と塩尻市の教育委員会から後援を受けたということだったんですが、ちょっとその辺一回確認をした上でもう一回説明させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**唐木委員** わかりました。

**教育長** では、生涯学習課関連の件につきましては保留ということで、次へ進ませていただきたいと思います。

それでは、文化課関連の後援依頼について説明をお願いします。

**文化課長補佐兼文化財保護係長** 「共催・後援依頼について」資料により説明。

**教育長** 文化課より後援依頼3件について、説明がありました。

ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

**教育長** では、この件につきましては異議なしということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長** 異議なしでございまして、文化課関連の共催・後援依頼の件は承認されました。

---

## ◎議案第2号の2 共催・後援依頼について

**教育長** 次に、本日お配りをさせていただいた議案第2号の2、共催・後援依頼でございますが、生涯学習課関連の後援依頼について説明をお願いします。

**生涯学習課長** 「共催・後援依頼について」資料により説明。

**教育長** 生涯学習課より後援依頼1件について、説明がありました。

ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 では、この件につきましては異議なしということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 異議なしでございますので、生涯学習課関連の後援依頼は承認されました。

続いて、文化課関連の共催依頼について説明をお願いします。

文化課長補佐兼文化財保護係長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

教育長 文化課より共催依頼1件について、説明がありました。

ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 では、この件につきましては異議なしということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 異議なしでございますので、文化課関連の共催依頼は承認されました。

---

◎議案第3号 安曇野市人権教育集会所管理規則の一部改正について

◎議案第4号 安曇野市公民館管理規則の一部改正について

◎議案第5号 安曇野市体育施設管理規則の一部改正について

◎議案第6号 安曇野市学校施設使用条例施行規則の一部改正について

◎議案第7号 安曇野市公共施設予約システムによる施設の使用許可申請等に係る  
様式の特例に関する規則の一部改正について

◎議案第8号 安曇野市指定体育施設マレットゴルフ場管理規則の一部改正について

教育長 次に、関連がございますので、議案第3号 安曇野市人権教育集会所管理規則の一部改正について、議案第4号 安曇野市公民館管理規則の一部改正について、議案第5号 安曇野市体育施設管理規則の一部改正について、議案第6号 安曇野市学校施設使用条例施行規則の一部改正について、議案第7号 安曇野市公共施設予約システムによる施設の使用許可申請等に係る様式の特例に関する規則の一部改正について、議案第8号 安曇野市指定体育施設マレットゴルフ場管理規則の一部改正について、これらを担当より一括して説明をお願いします。

生涯学習課長 「安曇野市人権教育集会所管理規則の一部改正について、安曇野市公民館管理規則の一部改正について、安曇野市体育施設管理規則の一部改正について、安曇野市学校施設使用条例施行規則の一部改正について、安曇野市公共施設予約システムによる施設の使用

許可申請等に係る様式の特例に関する規則の一部改正について、安曇野市指定体育施設マレットゴルフ場管理規則の一部改正について」資料により説明。

**教育長** 生涯学習課より議案第3号から議案第8号までについて説明がありました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

**唐木委員** お願いいたします。

本来であれば、2月定例会に確認をしておかなきゃいけなかったことなんですが、わかりやすく教えてもらいたいです。地方自治法上の用語ということで、「使用」と「利用」を明確に使い分けていくということですが、地方自治法上では「使用」と「利用」の定義というのはどんなふうになっているわけでしょうか。

**生涯学習課長** この点については、まとめております法令のコンプライアンス担当のほうからの指示でありますけれども、地方自治法のほうでコンプライアンスからの指示では、各施設を使用する場合の法に伴う条例での記載については「使用」でなくて「利用」を地方自治法のほうには使っているということで、地方自治法に合わせるということで改正をしてくれという、地方自治法のほうがそういう言葉を使っているのをそれに合わせての改正というふうに聞いております。

一応、今の地方自治法の扱いに伴うということで私どもは聞いておりますが、もう少し細かいことについてはもう一度コンプライアンスに確認をしてお答えしたいと思います。

**唐木委員** 内容的に用語に合わせて変えるという趣旨については、それはそれに沿ってやっていただくということだろうと思いますが、前回2月定例会のときと今月のものを見ていったときに、これは厳密に使い分けていくからきっと法律上ではかなり厳格な定義があるんじゃないかな、と。

もし、厳格な定義がなければ用法に倣うということも法的な根拠もきっとどうなのかなというふうに思ったものですので、確認をさせていただきました。また、後ほどお願いします。

**生涯学習課長** はい、すみません。出します。

**教育長** 他に何か質問、ご意見ございますか。

(発言する者なし)

**教育長** それでは、ここで一旦休憩をいたしまして説明を受けた後、再度確認をさせていただきますのでそんなふうをお願いいたします。

では、10分ほど休憩させていただきます。

(休憩)

**教育長** 再開させていただきます。

では、先ほど質問のあった件についてでよろしいですか。

**生涯学習課長** では、まず「利用」、「使用」の関係でございます。

現行の条例におきましては、法規のほうの説明でございますが、現行の条例につきましては直営しているものを「使用」、指定管理者にお願いしているものを「利用」としているということで公の施設の文言については地方自治法の用例に習い、「利用する」に統一するというので「利用」にするということです。その地方自治法244条であります、普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けるものとするということで、ここでその施設は利用に供するための施設という形で設けているということの中で、「利用」を使う、と。「使用」ということを地方自治法では使っていないということの解釈の中で、「使用」という文言を「利用」に統一しますよということでコンプライアンスからは指示が出ております。そういうことについて、実務解説におきましても「利用」とするほうが適当であるという解釈でQ&Aで出ておきまして、それに伴って今回の改正で見直したという形であります。

**唐木委員** 結構です。

**教育長** 他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

**教育長** それでは、この議案第3号から議案第8号までの件について異議なしということでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長** 異議なしでございますので、議案第3号 安曇野市人権教育集会所管理規則の一部改正について、議案第4号 安曇野市公民館管理規則の一部改正について、議案第5号 安曇野市体育施設管理規則の一部改正について、議案第6号 安曇野市学校施設使用条例施行規則の一部改正について、議案第7号 安曇野市公共施設予約システムによる施設の使用許可申請等に係る様式の特例に関する規則の一部改正について、議案第8号 安曇野市指定体育施設マレットゴルフ場管理規則の一部改正については承認されました。

◎議案第2号の追加 共催・後援依頼について

**教育長** それでは、議案第2号に戻って、先ほどの説明、用意できておりますでしょうか。

議案第2号の補足説明をお願いします。

**生涯学習課長** 議案第2号のふれあいねこ展の関係で、委員からご指摘のございました他町村の状況ということでございます。

先ほど、松本市、塩尻市等、後援で申請を上げてきているという状況をご説明しましたが、確認しましたら松本市はこの申請が上がってきた時点で、1点はお金を取って猫を見せているとかいうような観点でどうかなということと逆に今度は動物愛護の観点からどうかということで、保留をして株式会社長野放送には保留ということで回答した。その説明をできるような点ということと言ったんですけれども、その後については回答がない、と。

塩尻市については、松本の状況を聞いてはみたようですけれども、一応後援は可ということで許可をしたという状況を聞いております。

以上でございます。

**教育長** これを受けて、ご質問、ご意見、お願いいたします。

**二村委員** お願いします。

今、説明を伺ったんですが、開催期間が4月27日から5月6日という連休の最中に開催をされて、そしてまた一般また高校生以上が1,000円という、私からするとちょっと高額であるなという思いがします。

そして、また井上友の会、私も持っておりますけれども、これを見せれば100円割引となりますという、この井上と株式会社長野放送のほうの共催なのだけれども、それに教育委員会のほうで後援をするというのはどうなのかなという、私は思いがあります。

**教育長** 後援、可はできないということでよろしいですか。

**二村委員** 後援しなくても同じことですから、そうですね。どうしてもということではないかと思えます。

**教育長** 他の委員の皆様、いかがでしょうか。

**須澤委員** パンフレット7ページの右下に、三角の割引券がありますが、学校に例えば教育委員会が後援した場合はチラシを配布するというような、そんな目的をちょっと感じますね。誰でも100円引くんだというちょっとそこはひっかかった、そんなところがございます。

以上です。

**教育長** 積極的に後援はできないという趣旨でよろしいですか。



須澤委員 保留でいいです。

教育長 保留ですね。

他にいかがでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 事務局にお尋ねいたしますが、この判断の結果は可、不可の他に保留という結論もありということではよろしいでしょうか。

学校教育課長 私の知る限りでは、可、または不可という、いわゆる通知を申請者に対して通知するという以外に保留とした経過は記憶にありません。

そうしますと、松本市ではこの件については保留をされたということでございますけれども、先ほど委員から出ているご意見を添えて間近に迫っているこの企画が例えば無料にするであるとかそういうことが可能であれば、また申請をいただくということになろうかと思えます。それがかなわないとすれば、これはこれから申請側から何らかの回答なりが出なければこれは可とはならないということになるかと思えます。

以上です。

教育長 では、それも踏まえた上でご意見いかがでしょうか。

唐木委員 私、これはやっぱり中身を見て先ほど人権の話をしたわけですが、やっぱり動物は玩具じゃないというふうに私は思っております。もちろんペットとして飼うこともありますが、やっぱり例えばドリンクを飲みながらかわいい猫ちゃんたちと癒やしのひとときとか、これが触れ合いを通じて慈愛の心を育むとともに生き物の大切さを学ぶという企画の趣旨に沿う中身なのかどうなのかということが非常にひっかかりを持ちます。素直に入ってきません。

従って、私は後援についてはしませんということを思います。

教育長 横内委員、いかがでしょうか。

横内委員 長いお休みの間に、このチラシを学校から子どもが持ってきたら行きたいということになって、自分のうちを思ったときに多分行きたいと言われたら行ってしまいそうな気がして拝見していたんですが、この後援を安曇野市教育委員会に求めてくるということで安曇野市の子どもたちが恩恵が受けられる、もっと金額が割り引かれるとかそういったことがあったらいいなと思いました。

先ほどのトミカ博のものも株式会社長野放送だったと思うんですが、何か教育に絡めてもっと目的を持ってくるのがうまいというか、そのようにしむけてくる企画の人の意図を感じ

てしまうんですが。

先ほどの動物愛護の観点からどうかというと、ちょっと答えが出なくてすみません。何とも言えないですが、でも多くの保護者は子どもたちがこのチラシをもらってきて行きたいと言ったら、行かせてあげたいと思うんじゃないかしらと思います。

**教育長** それでは、意見を総合いたしますと企画の趣旨、開催目的と内容の不一致を感ずるとその他営利目的の意図も感じる等々の理由により、不可とするという結論になろうかと思いますが、それでいかがでしょうか。

(「いいです」の声あり)

**教育長** ありがとうございます。

**二村委員** 長野放送のほうは、テレビでもコマーシャルをやっているのではないかと思うんですが、その確認ができますか。たしか私、見たような記憶があるんですけども、ふれあいねこ展、7階催事場ということで出ていたと思うんですが、そのときのテロップに後援先何々と書かれるのでしょうか、どうでしょうか。それをまたちょっと確認していただけますか。

**生涯学習課長** 確認いたします。

**二村委員** お願いします。

**教育長** まだ私のほうも結論を出していないので、確認をしたいと思います。

それでは、議案第2号につきましては後援不可ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長** では、そのようにいたします。

---

#### ◎議案第9号 安曇野市学校給食費会計事務処理規程の一部改正について

**教育長** 続きまして、議案第9号 安曇野市学校給食費会計事務処理規程の一部改正について、担当より説明をお願いします。

**学校給食センター長** 「安曇野市学校給食費会計事務処理規程の一部改正について」資料により説明。

**教育長** 議案第9号について、説明がありました。

ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 この件については、異議なしということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 異議なしでございますので、議案第9号 安曇野市学校給食費会計事務処理規程の一部改正については承認されました。

---

◎議案第12号 貞享義民記念館管理規則の一部改正について

◎議案第13号 安曇野市博物館条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正について

◎議案第14号 飯沼飛行士記念館管理規則の一部改正について

◎議案第15号 安曇野市穂高陶芸会館管理規則の一部改正について

教育長 続きまして、議案第12号から第15号、これも関連がございますので一括して説明をお願いしたいと思います。

議案第12号 貞享義民記念館管理規則の一部改正について、議案第13号 安曇野市博物館条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正について、議案第14号 飯沼飛行士記念館管理規則の一部改正について、議案第15号 安曇野市穂高陶芸会館管理規則の一部改正について、説明をお願いします。

文化課長補佐兼文化財保護係長 「貞享義民記念館管理規則の一部改正について、安曇野市博物館条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正について、飯沼飛行士記念館管理規則の一部改正について、安曇野市穂高陶芸会館管理規則の一部改正について」資料により説明。

教育長 議案第12号から第15号について説明がありました。

ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 この件について、異議なしということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 異議なしでございますので、議案第12号 貞享義民記念館管理規則の一部改正について、議案第13号 安曇野市博物館条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正について、議案第14号 飯沼飛行士記念館管理規則の一部改正について、議案第15号 安曇野市穂高陶芸会館管理規則の一部改正については承認されました。

---

◎議案第16号 安曇野市交流学習センター管理規則の一部改正について

◎議案第17号 安曇野市明科学習館管理規則の一部改正について

教育長 次に、これも関連がございますので、議案第16号 安曇野市交流学習センター管理規則の一部改正について、議案第17号 安曇野市明科学習館管理規則の一部改正についてを担当より一括して説明をお願いします。

図書館交流課長 「安曇野市交流学習センター管理規則の一部改正について、安曇野市明科学習館管理規則の一部改正について」資料により説明。

教育長 図書館交流課より、議案第16号、議案第17号について説明がありました。

ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 この件について、異議なしということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 異議なしでございますので、議案第16号 安曇野市交流学習センター管理規則の一部改正について、議案第17号 安曇野市明科学習館管理規則の一部改正については承認されました。

---

◎議案第19号 安曇野市立中学校部活動指導員設置要綱の制定について

◎議案第20号 安曇野市日本語学習支援事業実施要綱の制定について

教育長 次に、これも関連がございますので、議案第19号 安曇野市立中学校部活動指導員設置要綱の制定について、議案第20号 安曇野市日本語学習支援事業実施要綱の制定についてを担当より一括して説明をお願いします。

学校教育課長 「安曇野市立中学校部活動指導員設置要綱の制定について、安曇野市日本語学習支援事業実施要綱の制定について」資料により説明。

教育長 学校教育課より議案第19号、議案第20号について説明がありました。

ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

二村委員 お願いします。

議案第19号の部活動指導員設置についてなんですが、第2条の(3)の教員免許状を有する者という下に、(4)として20歳以上の者となっているんですけども、教員免許を取得

するためにはどのような教員免許が必要なかわからないですが、20歳で何か取れるものがあるのでしょうか。

**学校教育課長** 第2条の条文なんですけれども、まず一つは教育現場にふさわしい人格と見識を有している方であって、かつ次の各号のいずれかに該当するという規定にさせていただいております。従いまして、教員免許状は持っていないけれども、地域のスポーツクラブで指導の経験がある20歳以上の者であれば該当するという考え方でございます。

以上でございます。

いずれにしても、20歳以上の方という形になります。

**教育長** よろしいでしょうか。

**生涯学習課長** 20歳以上じゃないかもしれないですか。

**学校教育課長** 指導資格がございますので、この「20歳以上の者」は削除いたします。

**生涯学習課長** しなくてもいいんじゃないですか。

**学校教育課長** なくてもいいという、そういう規定だと思いますので例えば18歳、高校を卒業されて中学校の部活動等で指導した経験があれば、例えば19歳でも該当になるということがございます。

従いまして、大変申しわけございません。20歳の者という規定を置く必要性がないと思いますので、すみません、ここはご指摘のとおりだと思います。

**生涯学習課長** この部分がなければ、20歳以上の人でふさわしい人だったらいいということになるので経験もないんだけど、20歳以上で人格がある人。

**学校教育課長** これは、そうすると20歳なら誰でもなれるということになってしまいますので、ここは規定を削除いたします。「(4) 20歳以上の者」は削除をさせていただきたいと思えます。

もう一度繰り返しますと、第2条、教育現場にふさわしい人格と見識はあるけれども、何と申しますか、全く経験のない方でも担当するというふうにとられかねる場合もありますので、20歳以上の者という旨は削除させていただきたいと思えます。

**教育長** では、そんな方向でよろしいですか。

**二村委員** はい。言い回しの内容、ちょっと難しいなと思ったものですから再度見直していただければと思います。

もう一つ、第5条のところですが、学校外での活動の引率というのがあるんですけれども、その際には保護者のかかわりが見逃せないものがあると思うんですが、保護者は自分の子ど

もが活躍をしている姿を見るとすごうれしくて、結果がついてくればもっとうれしいという、またその活躍した子どもや生徒の発信力、他の生徒に対しての発信力の強さも見逃せないんですけども、この際に保護者とのかかわりについては一切触れていませんが、これは（６）のその他学校長が必要と認めるものというところに含まれてくるのでしょうか。

**学校教育課長** ご指摘の点、ごもっともだと思います。

保護者等への連絡という形で、この規定に入れることも検討いたしましたけれども、そもそもいろいろ学校におきましてもその役割分担といいますか、顧問がおひとりの場合もありますし、複数いらっしゃる場所もあるものですからそれぞれ学校の教職員が保護者との連絡をとるのか、あるいは部活動指導員がそういった任を担うのかということは、やはり学校長からご判断をいただいて行っていただくことが適切と考えましたので、ご指摘のとおり学校長が必要と認めるものの範疇に入ります。

**唐木委員** お願いいたします。

説明をいただきたいなと思うんですが、特に部活動指導員のほうなんです。外国語のほうもかわるんですけども、兼務とか兼任というのはどの範囲まで認められているか。一つの例なんですけれども、市役所の職員の方がいらしてその方が部活動指導員として入っていただくようなケースというのは兼務、兼任等の関係であり得るのかどうか。

それから、もう一つはこれも引率業務とかその他ありますので、これは国家賠償法の範囲内に入って行くのかどうかということが２点目。

それから、３点目ですが、安曇野市として外国語の指導員とするか、部活動指導員のほうも含めて確保とそれに対しての市教育委員会のほうでこれは中心になってやって行くのかどうか。人材を確保していく方途というようなものを教えてもらえたらと思います。

以上です。

**学校教育課長** まず、１点目の兼務、兼任についてでございますけれども、基本的に部活動が大体夕４時くらいから６時くらいまで行う、と。それから、土日等においては大会あるということがございます。身分的には安曇野市の非常勤職員でございますので、基本的には本務に影響がない限りは県からのそれについては見解がございます。

ここは、櫻井係長から説明をさせます。

**学校教育課学校教育係長** 失礼いたします。

まず、兼任につきましてですけども、基本的にフルタイムでお勤めをされていらっしゃる方につきましてはこの部活動指導員につきまして従事することができないという考えであ

ります。といいますのも、労働基準法に基づきまして1日7.75時間、または8時間以上の労働をした場合については、時間外勤務手当を出さなければいけないというように決まっております。そういった部分の予算というのは、国・県のほうで持っておりません。

また、学校の先生方のお仕事の負担を減らすという観点から見まして他のお勤めをされていらっしゃる方の負担、時間外勤務になるような労働環境をつくるということが行政としての立場としてそれが適しているかどうかということ考えたときに、それは不適正ではないかということ判断しております。

実際に、今年度実施をしております松本市教育委員会におきましてもそういった理由で常勤の方、一度は雇用したというお話を聞いております。そういった中で、どうしてもそういったフルタイムの方、お仕事をされていらっしゃる方についてはこの部活動指導員から外れていただいたというようなお話を聞いております。

そういったことを考えますと、安曇野市でも同じようなことはできないかと思えます。

それから、人材確保の点につきましてですけれども、現在安曇野市のコミュニティスクール事業の中で外部指導者という形で、実はボランティアの方に入っております。そういった方の中でフルタイムではない保護者、または自営の方でフレックスにお仕事をできましてご対応いただける方につきましては、今回こういった部活動指導員の登録といいますか、欠員のほうに手を挙げていただいております。そういった方を中心に、今人材の確保をしております。

もちろんそれが全てではないものですから、充足できていないような学校につきましては引き続き社会体育の環境ですとか今月に入りましてですけれども、県のほうでマッチングサイトというものができておまして、そういったものを活用しながら何とか人を探していければなと思っております。

ただ、いかに安曇野市内で人が確保できないと、どうしても時間としましては1日に2時間以上の部活動というのはできないようになっておりますので、なかなか応じていただけるような方というのはいないのではないかと考えています。

部活動のほうも、基本的には1日2時間で土日のどちらかで半日、昼を超えない中で3時間以内でおさめるようにという指針が国・県から出ておりますので、それに満たすような感じでの対応になるかと思えます。

それから、国家賠償法につきましてはちょっと私のほう、持っておりませんので、すみません。

**学校教育課長** 2点目のお尋ね、国家賠償法の対象かということでございますけれども、部活動指導員が過失により生徒にけがを負わせたような場合には国家賠償法の規程に基づき、まず市がその賠償の任に応ずるということになります。ただし、それはすなわち市が今度はその部活動指導員に対して求償を行うということになりますので、それはいわゆる我々常勤の職員と同じ立場で国家賠償法が適用されるということでございます。

**教育長** よろしいでしょうか。

他にございますか。

(発言する者なし)

**教育長** では、この件については異議なしということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長** 異議なしでございますので、議案第19号 安曇野市立中学校部活動指導員設置要綱の制定について、議案第20号 安曇野市日本語学習支援事業実施要綱の制定については承認されました。

---

#### ◎報告第1号 平成31年度安曇野市学校給食費会計予算について

**教育長** 続いて、報告事項に移りたいと思います。

この報告事項につきましては、安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則に基づき、私が専決処分等を行った事柄につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第3項の規定により報告させていただくものです。

それでは、報告第1号 平成31年度安曇野市学校給食費会計予算について、担当より説明をお願いします。

**学校給食センター長** 「平成31年度安曇野市学校給食費会計予算について」資料を読み上げ。

**教育長** 報告第1号について、説明がありました。

ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

**教育長** この件について、異議なしということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長** 異議なしでございますので、報告第1号 平成31年度安曇野市学校給食費会計予算は承認されました。



---

◎報告第2号 社会教育施設の使用に係る減免団体の登録に関する要綱の一部改正について

教育長 それでは、報告第2号 社会教育施設の使用に係る減免団体の登録に関する要綱の一部改正について、担当より説明をお願いします。

生涯学習課長 「社会教育施設の使用に係る減免団体の登録に関する要綱の一部改正について」資料を読み上げ。

教育長 生涯学習課より報告第2号について説明がありました。  
ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 この件について、異議なしということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 異議なしでございますので、報告第2号 社会教育施設の使用に係る減免団体の登録に関する要綱の一部改正については了承されました。

---

◎報告第3号 臼井吉見文学館長の選任について

教育長 それでは、報告第3号 臼井吉見文学館長の選任について、担当より説明をお願いします。

文化課長補佐兼文化財保護係長 「臼井吉見文学館長の選任について」資料を読み上げ。

教育長 報告第3号について説明がありました。

ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 では、この件について、異議なしということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 異議なしでございますので、報告第3号 臼井吉見文学館長の選任については了承されました。

◎報告第4号 後援依頼の教育長専決分の報告について

教育長 それでは、報告第4号 後援依頼の教育長専決分の報告でございますが、最初に生涯学習課関連の後援について説明をお願いします。

生涯学習課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

教育長 続いて、文化課関連の後援について説明をお願いします。

文化課長補佐兼文化財保護係長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

教育長 報告第4号 後援依頼の教育長専決分の報告について、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、この件につきましては、異議なしということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第4号は、了承をいただきました。

---

◎報告第5号 教育部 各課報告

(1) 学校教育課

教育長 続いて、報告第5号 教育部の各課報告に移ります。

最初に、学校教育課から報告をお願いします。

学校教育課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 学校教育課からの報告について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 学校教育課の報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(2) 生涯学習課

教育長 では、次に、生涯学習課から報告をお願いします。

生涯学習課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 生涯学習課からの報告について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

では、生涯学習課の報告についてよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

### (3) 文化課

教育長 次に、文化課から報告をお願いします。

文化課長補佐兼文化財保護係長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 文化課からの報告について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 文化課の報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

### (4) 図書館交流課

教育長 次に、図書館交流課から報告をお願いします。

図書館交流課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 図書館交流館の報告について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 図書館交流課の報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

以上で報告第5号は、了承いただきました。

以降の議題につきましては、非公開といたします。

(以後、非公開会議)

---

◎議案第10号 任期満了に伴う貞享義民記念館館長の選任について

◎議案第11号 安曇野市文書館運営審議会委員の委嘱について

◎議案第18号 安曇野赤十字病院医師臨床研修管理委員会委員の選出について

◎報告第6号 放課後児童クラブの利用に関するアンケート、小学校の余裕教室に係る調査の報告について

◎報告第7号 「36協定」等の締結について

◎報告第8号 平成30年度児童生徒の指定校変更及び区域外就学者

◎報告第9号 教育長報告

---

(以後、公開会議)

◎その他

(1) 最近の新聞紙上における教育委員会関連記事の報告について

教育長 次に、その他の事項を取り扱います。

参考としまして、今回も教育委員会に関する新聞記事を配付させていただいております。

(3) その他

教育長 次に、その他の事項に移りますが、委員の皆さんまたは事務局から何かありましたら  
お願いいたします。

学校教育課長 本日、お手元にお配りをさせていただきました子どもと親の相談電話の創設に  
ついてであります。

このことにつきましては、先日市長の記者会見がございまして、そこで市長から個別にリ  
ースをしていただいた関係上、既にマスコミ等で取り上げていただいているところでござい  
ます。教育委員会への報告が遅れたことをおわび申し上げたいと思います。

少し概況を説明させていただきますと、現在豊科公民館にございます教育支援センターが  
主に対応していただいておりますいじめ相談ホットライン、それから教育相談電話、また生  
涯学習課で担当いただいております旧ですけれども、青少年センター相談窓口というものが  
ございます。これらを一本化いたしまして、新たに子どもと親の相談電話というものを設け  
させていただきます。

左上、小学生・保護者版というふうにかかれたもの、2枚目につきましてはこれが中高  
生・保護者版という形になっております。これにつきましては、それぞれ入学式にあわせま  
して個別に児童生徒とその保護者に配布をして周知を図ってまいりたいと思います。あわせ  
まして、広報あづみの、ホームページ等でも周知を図ってまいりたいと思っております。

以上が報告でございます。

教育長 これについて、何かご意見、ご質問ございますか。

唐木委員 お願いします。

見させていただいて、大変細やかな対応をしていただいていることをありがたいなと思  
いますし広報でも見ましたので、また一本化できているかなということで期待をするところ

す。

本当に気づいたところでありますので、またご検討いただきたいんですけども、小学生・保護者版になりますが、最初の文言が中高生のものとほとんど同じであるわけです。小学校で相談を持ち始めるのは大体3、4年生ぐらいからですので、もう少しルビは振ってありますが、易しいわかりやすい言葉で表現されるといいかなということを思いました。

それから、二つ目の四角囲いです。最近のところ、発達障害の「害」の字を平仮名を使うというようなこと、それからもう一点がその下のところですが、お休みの日なんです、祝日、盆休み、年末年始と閉庁日とありますが、お盆休みという表現がこういうものに適切かどうかという感じもします。これはもうストレートに8月何日から何日まで、12月何日から翌月の何日までというような形でお書きいただいたほうがいいのかなという気がいたしました。

それから、これは教育支援センターがこの役割を負うわけですね。教育支援センターの認知というのが必ずしも広がっていないんじゃないかなという気がいたしますので、出されている発信元を教育委員会学校教育課教育指導室、生涯学習課に係るわけですが、教育支援センターとしてその存在と場所をもう少しアピールできる機会にして、そこは面談とか相談も受けられますよというようなところも広めておきますと、より一層今いろんな子どもたちへの配慮が必要になってくるのでいいのかなということを思いました。

いずれにせよ、これが年度当初に配布されるということはとてもありがたいことだなというふうに思います。

以上です。

**教育長** ありがとうございます。

他にはよろしいでしょうか。

**学校教育課長** 少し口頭の説明で恐縮でございますけれども、小中学校の卒業式にあたりまして我々いわゆる教育委員会告示を用意させていただいたところでございます。その中で、告示という表現を当初は使わせていただいているんですけども、急遽これを挨拶という言葉でお願いをしたいということでご連絡をさせていただいた次第でございます。

少し、他市の事例を調べさせていただきました。

松本市の場合でございますけれども、卒業式の式次第、挨拶文には告示という表現は一切使っていないということでございます。ただし、旭町中学校桐分校、いわゆる塀の中のその卒業式におきましては告示という文言を使っているということでございます。

塩尻市教育委員会の場合ですと、告示という表現は一切どこにも使っていないということです。

ただし、大町市教育委員会は告示という表現を使っているというご回答をいただいております。挨拶といたしましては、大町市の場合は告示といたします。中学校の卒業式の式次第では、教育委員会告示というふうな表現が使われているということでございますけれども、多数決ではございませんけれども、松本市、塩尻市の例を参考にさせていただきながら安曇野市教育委員会の場合、今後におきましてもいわゆる告示という表現ではなく、挨拶という表現で統一をさせていただければというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

**教育長** 他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

**教育長** では、以上で本日の定例会に付議させていただいた案件は全て終了いたしました。

委員各位には、長時間にわたるご審議にご協力いただきましてまことにありがとうございます。

---

### ◎閉 会

**教育部長** では、以上をもちまして安曇野市教育委員会平成30年度3月定例会を閉会といたします。

大変お疲れさまでございました。